

中小企業の収益力改善・ 事業再生を支援します

□収益力改善により財務的安定を図りたい

□自社の課題・問題点を客観的に把握したい

□経営再建に向けて問題点に対するアドバイスがほしい

□経営環境の変化に対応したビジネスモデルを構築したい

□収益力改善に向けた具体的な行動計画を策定したい

□事業を継続しつつ金融支援を得て立て直しを図りたい



公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 青森県中小企業活性化協議会

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階
<http://www.21aomori.or.jp/consultation/jigyou-saisei>

TEL : 017-723-1021

FAX : 017-773-5236



青森県中小企業活性化協議会とは

- ◆産業競争力強化法の規定に基づき、全国の都道府県に設置された公的機関です。青森県では公益財団法人21あおもり産業総合支援センターに設置されています。
- ◆厳しい経済情勢の中、経営環境が悪化しつつある中小企業者や、東日本大震災により被災した事業者に対し、収益力改善・事業再生・再チャレンジまで幅広い経営課題への対応を支援します。
- ◆経営改善・事業再生等に関して専門的な知識を有する、常駐専門家が相談に対応します。
- ◆説明会・相談会の開催や出張相談も行います。お問合せ下さい。

協議会の役割・立ち位置について

- 公正中立な第三者機関としてアドバイスします。
- 相談内容等の秘密は厳守します。
- 事業の見直しを重視します。

対象となる企業は（個人事業主含む）

- ◆青森県内の中小企業者
- ◆経営課題の解決・改善に取組む意欲のある中小企業者

相談内容の一例

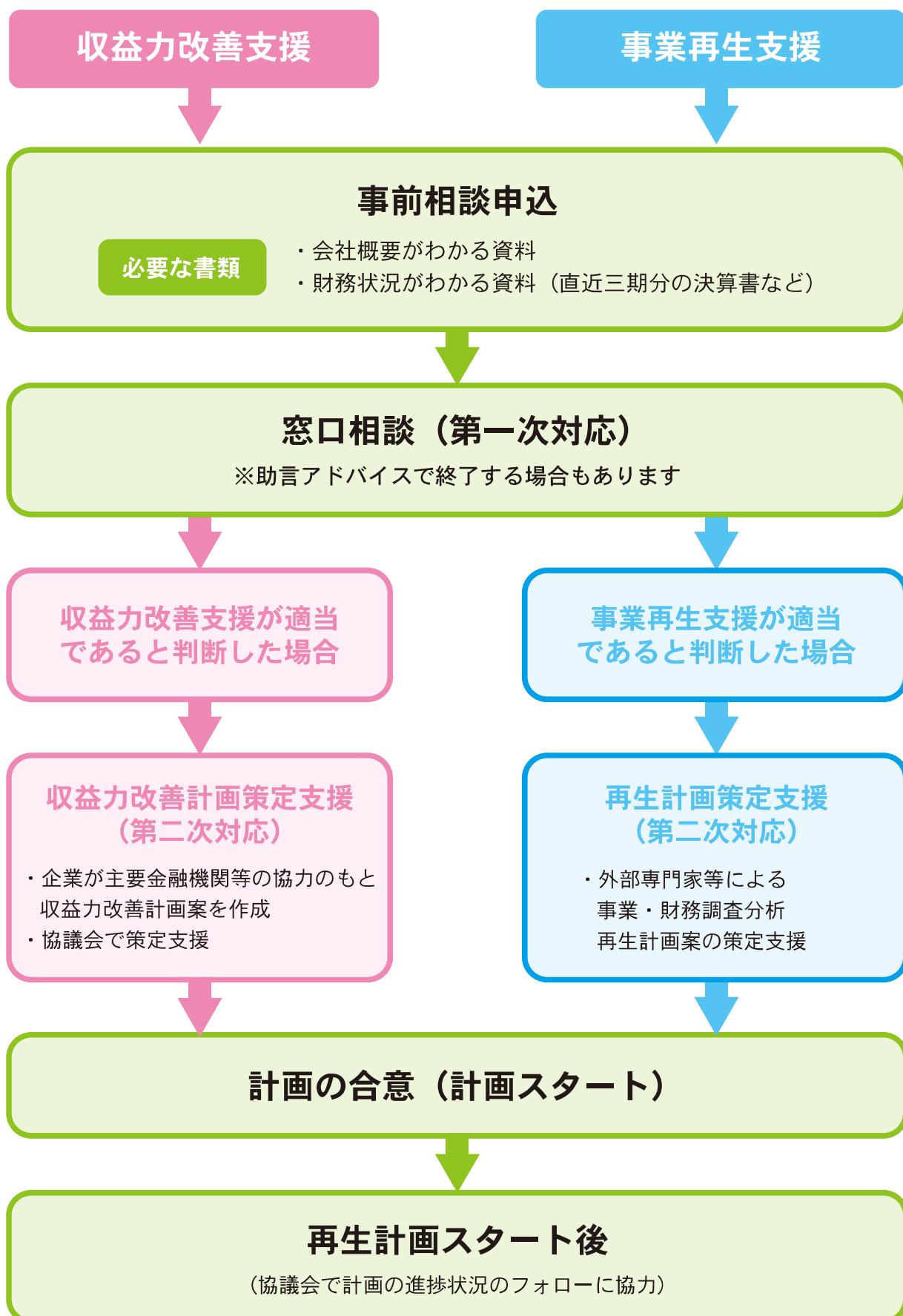
- ◆「事業は続けているが、借入金の返済負担が大きく資金繰りが厳しい。」
- ◆「事業の見直しや複数の金融機関との調整が必要だ。」
- ◆「金融機関から事業再生計画策定を求められているが、自力での作成は難しい。」

※その他様々なケースの相談に応じます。
ただし、ご希望に添えない場合もあります。

相談にあたっては

- ◆相談には事前予約が必要です。
- ◆相談は無料です（専門家の詳細調査が必要となる場合は費用負担が発生します）。
- ◆協議会が直接融資することはありません（アドバイスをする機関です）。

収益力改善支援・事業再生支援における相談申込の流れ



青森県中小企業活性化協議会 相談申込書 青森県産業復興相談センター

ご相談希望の方は、まずFAXを！ 秘密厳守・相談無料です。お気軽にご相談ください。

恐れ入りますが、下記太線枠内を記入してFAXでお送りください。

着後、相談日についてご連絡いたします。

受付日 年 月 日

面談日 年 月 日

企 業 名			設立年月	年 月
代 表 者 名			年 齢	歳
所 在 地				
T E L		F A X		
業 種 ・ 事 業 内 容				
資 本 金	万円	従業員数	人	
相 談 理 由 及 び 現 状 (現在の経営 状況に至った 経緯など)				
ど の よ う な 支 援 を 希 望 し ま す か ?				
申 込 者 名		会社との関係(役職名)		
今 後 の 連 絡 方 法	担当者： 注意事項(あれば)：	TEL：	会社・自宅・携帯	

※ご記入いただいた情報は、当協議会の再生支援等の活動にのみ利用します。なお、当協議会で再生支援等の活動に関与している専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)に開示することがあります。

【お申し込み先】公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

**青森県中小企業活性化協議会 FAX. 017-773-5236
青森県産業復興相談センター**